

〔續日本後紀仁明〕承和十三年八月辛巳散位正三位藤原朝臣吉野薨○中

少年遊學不耻下問、性寬略

大能容衆見賢思齊、手不釋卷、教誨子弟、尤是柔和、雖視過失未嘗白眼、至于執論不必違法、

〔文德實錄四〕仁壽二年二月乙巳參議正四位下兼行宮內卿相模守滋野朝臣貞主卒○中

六尺二寸、雅有度量、涯岸甚高○下略

〔十訓抄八〕大納言行成卿いまだ殿上人にておはしける時、實方中將いかなる憤か有けむ、殿上に集會ていふ事もなく、行成の冠を打落て小庭になげすて、けり、行成少もさはがすして、どのも司をめして冠取て参れとて、冠してまほり刀よりかうがい貫取て、びんかいつくろひて、居直りて、いかなる事にて候やらん、忽にかう程の亂冠に預るべき事こそ覺え侍らね、その故を承りて後の事にや侍るべからんと、ことうるはしくいはれけり、實方は玄らけてにげにけり、折しもはじとみより主上御覽じて、行成はいみじき者也、かくをとなしき心あらむとこそ思はざりしかとて、其たび藏人頭あきたりけるに、多の人を越てなされにけり、

〔古今著聞集武勇〕十二年の合戦に貞任はうたれにけり、宗任は降人になりて來にければゆるしてつかひけり、嫡男義家朝臣のもとに、朝夕祗候しけり、或日義家朝臣宗任一人ぐして、物へ行けり、主從共に狩裝束にて、うつぼをぞおへりける、ひろき野を過るに、狐一疋走けり、義家うつぼより、かりまたをぬきで、きつねをおひかけけり、射ころ、さむはむざむなり、と思て、左右の耳の間をすりざまに玄りへ射たりければ、箭は狐の前の土に立にけり、狐其箭にふせがれて、たふれてやがて死にけり、宗任馬よりおりて、狐を引あげて見るに、箭もた、ぬに死たるといひければ、義家みて臆して死たるなり、ころさじとて射はあてね、今いき歸なむ、其時はなつべしといひけり、則箭を取て、まゐらせければ、やがて宗任してうつぼにさ、せ給けり、他の即等是を見て、あぶなくもおはする物かな、降人に参たりとも、本の意趣は残たるらむものを、脇をそらして矢をさ、す